

総合事業みなし指定更新に係る有効期間の短縮について

● 指定有効期間について

例

平成25年5月1日に（介護予防）訪問介護事業所または（介護予防）通所介護事業所を開設していると、現在以下のとおりの有効期間で指定を受けていることになります。

訪問（通所）介護 ⇒ H25.5.1 ~ H31.4.30

介護予防訪問（通所）介護 ⇒ H25.5.1 ~ H30.3.31

総合事業みなし指定（旧介護予防サービス相当）⇒ H27.4.1~H30.3.31

（総合事業の緩和基準サービスの指定を受けている場合は、基準緩和サービスの指定もあります）

本市の総合事業みなし指定サービスである介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスの指定有効期間は、原則6年となっていますが、すでに指定を受けている訪問介護及び通所介護（地域密着型通所介護）と一体的に事業を実施する場合に限り、**指定有効期間を短縮し**、指定済みのサービス（訪問介護と介護予防訪問介護サービス、通所介護と介護予防通所介護サービス等）と指定有効期間の満了日を合わせます。これにより、通常の訪問介護等と総合事業の指定と同時に指定更新手続きを行うことができます。

平成25年5月1日に
指定を受けた場合

